

一般社団法人日本心臓病学会【施行細則】

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は一般社団法人日本心臓病学会（以下、本会という）定款を運用するために必要な事項を規定し、円滑な学会活動を推進することを目的とする。

第2章 正会員および準会員

(入会手続き)

第2条 本会に入会しようとする者は、指定の方法で入会申込み書を提出、入会金および当年度の年会費を添えて本会事務局に申し込まなければならない。

(入会日)

第3条 入会日は入会承認月の1日とする。

(入会承認と告知)

第4条 理事会が承認した正会員および準会員について本人への通知は行わない。

(正会員の権利)

第5条 正会員には以下の権利がある。

- (1) 代議員選挙の選挙権を得ること。
- (2) 本会の学術集会において研究成果を発表し、報告を行うこと。
- (3) 本会の発行する学会学術誌およびその他の学術刊行物の配布を受けること。
- (4) 本会ホームページの会員限定ページを閲覧すること。

(準会員の権利)

第6条 準会員には以下の権利がある。

- (1) 本会の発行する学会学術誌およびその他の学術刊行物の配布を受けること。
- (2) 本会の学術集会において研究成果を発表し、報告を行うこと。
- (3) 本会ホームページの会員限定ページを閲覧すること。

(機関誌等の配布)

第7条 当該年度の会費を納めた正会員および準会員は、その年度の8月から翌年7月に至るまでの学会学術誌その他の刊行物の配布を受けることができる。

2 新たに正会員または準会員となった者は、入会手続き完了の翌月から学会学術誌等の配布を受けることができる。

3 次条に定める納入期限までに会費の納入がないときは、学会学術誌等の配布は停止される。

(会費納入期限)

第8条 定款に定める会費は、当該事業年度の7月31日までに納めなければならない。ただし、正会員で被選挙資格・選挙資格を得るには、別途定める会費納入期限までに会費を納入しなければならない。

(会費滞納による会員資格喪失)

第9条 会費を2年を超えて滞納したときは、滞納が生じた年度から正会員または準会員の資格を喪失する。

(滞納会費の受け入れ)

第10条 滞納会費の納入があったときは、滞納の発生順に充当するものとする。ただし、正会員または準会員資格喪失後、年会費の納入があった場合は再入会とし、当該年度の会費として受け入れる。この場合は、入会金の納入を要する。

2 滞納により停止された期間の学会誌等の配布は受けられない。

(休会)

第11条 本会を休会しようとする者は、休会届けを本会の事務局に提出する。

2 海外留学などによる休会期間の上限は3年とする。休会期間を延長する場合は理由を明記のうえ、改めて休会届けを提出する。

3 届け出の休会期間を過ぎても連絡のない場合、届け出時の連絡先に通知した後で退会手続きをとる。

4 休会期間中に異動した場合、あるいは連絡先の変更等、届け出内容に変更があった場合は速やかに事務局に変更内容を提出する。

第3章 FJCC 会員

(FJCC 会員の資格)

第12条 FJCC 会員は、心臓血管病学の分野に関する学識と経験が高度の専門レベルに達した医師、医師以外の医療従事者および科学者に与えられる資格である。

2 資格は、別途定める資格申請手続きを経て、FJCC 資格審査委員会の審査を受け、認定されるものである。

(FJCC 会員の特典)

第13条 FJCC 会員には下記の特典が与えられる。

(1) 心臓血管病学の専門医および科学者として認定され、その功績が顕彰され、FJCC (Fellow of the Japanese College of Cardiology) の称号を氏名の後に記載し、呼称する権利。なお FJCC の日本語呼称は、医師においては「日本心臓病学会上級臨床医」とする。医師以外の場合は、その都度理事会において決定する。

(2) 本会の学術集会参加費の免除

(FJCC 会員の義務)

第14条 本会の事業を積極的に援助し推進せしめるほか、下記の事項およびこれと関連する事業を推進することに協力する。

(1) 正常および疾患状態にある心臓血管系に関連する生命科学の推進と発展を図る。

(2) 日本心臓病学会学術集会、出版、各種講義、講演会等を通じ、循環器系関連分野における医師およびその他領域の科学者の教育を持続的に支援し参画する。

(3) 心臓血管病学分野に関する学識と経験が高度の専門レベルに達した医師あるいは科学者であることを評価し、認定する。

(4) 心臓血管疾患の研究、治療、調査などを行う中核諸機関の機能の発展を促進し、その機能に協力する。

(5) 心臓血管疾患の予防と治療のための教育広報活動によって公共の福祉を推進する。

第4章 賛助会員

(細則の準用)

第15条 第2条(入会手続き)、第3条(入会日)、第4条(入会承認と告知)、第7条(機関誌等の配布)、第8条(会費納入期限)、第9条(会費滞納による会員資格喪失)および第10条(滞納会費の受け入れ)については賛助会員に準用する。

(賛助会員の権利)

第16条 賛助会員には次の権利がある。

- (1) 本会の発行する学会学術誌、その他の学術刊行物の配布を受けること。
- (2) 本会ホームページの会員限定ページ(オンラインジャーナル)を閲覧すること。
- (3) 10名の学術集会参加費が免除される。

第5章 会費

(入会金)

第17条 本会の入会金は次のとおりとする。

- (1) 正会員：3,000円

(年会費)

第18条 本会の会費は次のとおりとする。

- (1) 正会員：12,000円
- (2) 準会員：6,000円
- (3) FJCC会員の会費は別に定める。
- (4) 賛助会員：200,000円(1口)

2 名誉会員、功労会員は正会員会費納入を要しない。

3 70歳に達したFJCC会員は、次年度から会費の納入は要しない。

第6章 代議員および理事の選任

(構成)

第19条 代議員は正会員の選挙によって選出される選挙代議員と推薦代議員によって構成される。

2 選挙代議員は、正会員を郵便物送付先として指定されている住所により東日本・西日本の2地域に分けて各々選出する。

3 選挙代議員の地域ごとの定数は、選挙年の1月31日における正会員総数の比例案分した数とし、理事会で定める。ただし、選挙代議員のうち外科、小児科、その他領域に以下の人数を割り振る。

外科 10名（東日本5名，西日本5名）

小児科 4名（東日本2名，西日本2名）

その他領域 4名（東日本2名，西日本2名）

4 東日本地域、西日本地域の区分けは以下とする。

〔東日本地域〕北海道、東北、関東、甲信越

〔西日本地域〕東海、北陸、近畿、中国、四国、九州、沖縄

5 推薦代議員の選出方法については別途定める。

（被選挙資格者）

第20条 代議員選挙の被選挙資格者は、選挙年の1月31日において入会后5年以上を経過し、会費を継続して納入している正会員で、選挙の行われる前年の7月31日において64歳未満のものとする。

2 被選挙資格者は、選挙管理委員会が定める期間内に所定の書式にて、代議員候補者となるための意思表示を行う。その際、立候補の分野を内科・外科・小児科・その他領域に分け、各々専門領域を選択する。

（候補者の公示）

第21条 選挙管理委員会は、代議員候補者名簿を投票締切日の60日前までに作成する。

2 転勤その他の事由により選挙地域の変更を求めるときは、その事由を所定の書式に記載し、選挙年の2月末日までに選挙管理委員長に届け出る。

（選挙管理委員会の設置）

第22条 代表理事は正会員より5名以上10名以内の代議員選挙管理委員を選出し、投票締切日の120日以前に委嘱する。

2 代議員選挙管理委員長は、代議員選挙管理委員の互選により選出する。

3 選挙管理委員の任期は、代議員選挙および理事・監事の選挙が終了するまでとする。

4 選挙管理委員会は、選挙管理委員の3分の2以上が出席しなければならない。

（代議員選挙実施方法）

第23条 選挙代議員の選出は次に従って行う。

2 選挙権を有する正会員とは、選挙年の1月31日において、入会后2年以上経過し、継続して会費を納入している者とする。

3 投票締切日は、選挙年の5月中の1日を選挙管理委員会が決定する。

4 選挙管理委員会は代議員候補者名簿と投票用紙を、投票締切日の20日以前に選挙権を有する正会員に郵送する。

5 選挙権を有する正会員は、所属する地域の候補者名簿より15名以上20名以下を選び投票する。ただし2名以上を内科以外の領域から選ぶこととする。

- 6 選挙管理委員会は、投票締切日より 20 日以内に開票し、有効票の決定を行う。
 - 7 以下の項目のいずれかに該当する投票は無効とする
 - (1) 投票用紙に記名のあるもの
 - (2) 14 名以下、または 21 名以上の氏名を記載したもの
 - (3) 選挙管理委員会から送付された投票用紙を使用しなかったもの
 - (4) 投票締切日までに選挙管理委員会に到着しなかったもの（投票締切日必着）
 - 8 東日本・西日本の各地域で、有効投票数の得票数のもっとも多い候補者から比例案分された定数（合計 180 名）までの候補者を当選とする。同票者のあった場合は、1) 会員歴 2) FJCC 歴 3) 卒後年数の順に、その期間が長いものを上位とする。
 - 9 選挙管理委員会は、開票後 7 日以内に選挙の経過ならびにその結果を理事会に報告する。
 - 10 選挙管理委員会は、当選者に通知する。
(推薦代議員の選出)
- 第 2 4 条 理事会は選出された選挙代議員の中から 10 名の代議員推薦委員を指名し、代議員推薦委員会を設置する。
- 2 代議員推薦委員会は、専門性・地域性を考慮して 20 名の推薦代議員を選出し、理事会に報告する。理事会は推薦代議員を確定する。
 - 3 選挙管理委員会は、推薦代議員に通知する。
(理事の選出)
- 第 2 5 条 理事会は、代議員によって選挙で選出される選挙理事 20 名および推薦理事 5 名によって構成される。
- 2 新任された代議員は投票により、選挙理事 20 名および監事 2 名の選出を行う。
 - 3 選挙理事 20 名は東日本・西日本の 2 地域に分けて、各々 10 名を選出する。最下位が同数の場合、1) 会員歴 2) FJCC 歴 3) 卒後年数で判断する。
 - 4 監事 2 名は、東日本地域・西日本地域より 1 名ずつ選出する。
 - 5 選挙理事選出後、選挙理事を委員とした推薦理事選考委員会を設置する。後日、推薦理事選考委員会を開催し、専門性・地域性を考慮して推薦理事 5 名を選出する。
 - 6 理事の再任は妨げない。
(社員の定年)
- 第 2 6 条 社員の定年は 65 歳に達した後の 3 月末とする。ただし、代表理事および理事は任期満了までとする。
(社員欠員補充人員の選出)
- 第 2 7 条 次の各号の理由により社員に欠員が生じる場合は補完を行う。
- (1) 定年による退任
 - (2) 定款第 10 条による正会員資格喪失
- 第 2 8 条 社員の欠員補充人員は、欠員が生じた地域における直近の代議員選挙の次点者とする。

第7章 委員会

(委員会および小委員会の設置)

第29条 本会は各種委員会を設置する。

第30条 委員会は、必要に応じて部会、小委員会を組織することができる。

(委員会の構成)

第31条 委員会は、委員長1名および委員若干名で組織する。

2 委員長は代表理事が理事の中から指名し、理事会の議決を経て選任する。

3 委員長は委員を指名し、理事会の議決を経て選任する。

4 必要に応じて、委員の中から副委員長を置くことができる。副委員長は委員長が指名し、理事会の議決を経て選任する。

第8章 学術集会

(年次学術集会)

第32条 年次学術集会は、毎年1回、会長が主宰して開催する。

2 前項の学術集会は、第**回日本心臓病学会学術集会(英文表示 The **th Annual Scientific Session of the Japanese College of Cardiology)と呼称する。

(出題者)

第33条 学術集会に演題を提出するものは、共同研究者を含め、本会の賛助会員以外の会員でなければならない。ただし、会長が認める者はこの限りでない。

(講演抄録)

第34条 学術集会における講演抄録は、学会学術誌等で公開しなければならない。

(主題の選定・演題の採択)

第35条 学術集会の主題及び演題の選定および採択は、会長が裁量する。

2 前項に関し、会長は委員を選び諮問することができる。

(参加費)

第36条 会長は学術集会の開催費用として、参加費を徴収することができる。

第9章 学会誌とその他刊行物

(名称)

第37条 本会が発行する学会学術誌の名称は、Journal of Cardiology(略称 J Cardiol), Journal of Cardiology Cases(略称 J Cardiol Case)とする。

(発行)

第38条 Journal of Cardiology、Journal of Cardiology Casesは毎月1回発行とする。

(内容)

第39条 Journal of Cardiology、Journal of Cardiology Casesは循環器学およびそれに関連する領域の投稿論文、その他編集長が承認した事項を掲載する。

2 前項の投稿論文は、編集委員会における査読を経なければならない。

(その他刊行物)

第40条 理事会の承認を経たときは、学会学術誌以外の学術刊行物を編集し、発行、販売することができる。

(転用・転載の許諾)

第41条 本会刊行物の掲載内容を外部の団体・企業等の刊行物に転用または転載する場合は、担当委員会の許諾を得なければならない。

第10章 FJCC 会員制度

(FJCC 会員会費)

第42条 FJCC 会員は以下の年会費をおよび手数料を納入しなければならない。

- (1) FJCC 会員 年会費 25,000 円 (正会員会費 12,000 円はこれに含まれない)
- (2) 資格審査料 10,000 円
- (3) 資格認定料 10,000 円
- (4) 名誉会員、功労会員は FJCC 会員の会費納入を要しない。
- (5) 65 歳に達した FJCC 会員は次年度から FJCC 会員としての会費は免除される。

(会費納入期限および会費滞納による資格喪失)

第43条 FJCC 会費の納入期限は当該事業年度の7月31日とする。ただし、選挙資格・被選挙資格を得るには、別途定める会費納入期限までに会費を納入しなければならない。

(資格審査委員会の設置)

第44条 資格審査のために、常任委員会として資格審査委員会(以下、委員会と称す)を置く。

- 2 委員会は理事長が任命する委員長および5名の FJCC 会員から成るものとする。
- 3 資格審査委員会は申請書類検討のため、年に1回以上の会議を開催する。
- 4 委員会は FJCC 会員を希望する志望者の資質を審査し、その適合性について検討する。
- 5 委員会の委員の任期は、原則として2年とする。
- 6 委員長は、理事会においてその報告をするものとする。

(FJCC 会員申請条件)

第45条 以下の条件を満たす正会員は FJCC 会員に申請できる。

- 2 心臓血管病学の分野において、臨床・研究・教育上、優れた業績を挙げているもの。
- 3 10年以上心臓血管病学の分野で活動し、本会に5年以上正会員として所属している者。
- 4 筆頭著者として3編以上、共著者を含めて10編以上の原著論文を日本心臓病学会誌もしくは関連する専門学術誌に発表している者。
- 5 顕著な業績があり、理事会および資格審査委員会が承認した者はこの限りではない。

(FJCC 会員申請書類)

第46条 FJCC 会員への申請を希望する者は、本会事務局に申請書類を請求する。

- 2 申請書は FJCC 会員として評価される実績あるいはキャリアの記入用のため、詳細に遺漏な

く記入し、本会事務局に提出する。

3 申請には FJCC 会員 2 名の推薦状を必要とする。推薦者は申請者の現在の専門諸活動について熟知している者とする。やむを得ぬ場合は、1 名に限り申請者の属する診療機関もしくは研究機関の長に依頼してもよい。ただし FJCC 会員であること。外国人申請者にあつては、推薦者の 1 人は応募国の循環器系学会会長とする。

4 FJCC 会員の申請書受付は、毎年 12 月 31 日を締切とする。

(認定)

第 4 7 条 資格審査の結果は、理事会での承認の後申請者に通知される。

2 FJCC 会員に認定された者は、通知受領後一ヶ月以内に当該年度の年会費および資格認定料を納入するものとする。正当な事由なく納入が遅延した場合は、資格が消滅するものとする。

3 FJCC 会員に認定された者は、本会の年次学術集会において FJCC 会員証が授与される。

4 申請が却下された場合は、資格審査委員長より申請者に通知される。

第 1 1 章 補則

第 4 8 条 本細則は理事会及び社員総会の議決を経て変更することができる。

第 4 9 条 附則

本細則は平成 26 年 11 月 4 日より発効する。